

平成 24 年 10 月 日

寒川町長 木村 俊雄 様

寒川町外部評価委員会委員長 石田 晴美

平成 24 年度寒川町外部評価委員会 評価結果報告書

平成 24 年度の寒川町外部評価委員会として、町の事業等の評価を実施しました。その経過及び結果について報告します。

1 寒川町外部評価委員会会議の開催状況

第 1 回 平成 24 年 7 月 5 日(木) 13:00～15:00

- ・外部評価の実施方法等について
- ・事業選定基準(案)の検討について
- ・対象事業の選定について

第 2 回 平成 24 年 7 月 26 日(木) 9:00～10:45

- ・事業等選定基準(第 2 案)の検討について
- ・対象事業等の選定について

第 3 回 平成 24 年 8 月 10 日(金) 9:00～11:20・13:00～16:00

- ・ヒアリングの実施

第 4 回 平成 24 年 8 月 30 日(木) 9:00～12:00・13:00～16:50

- ・ヒアリングの実施

第 5 回 平成 24 年 9 月 28 日(金) 17:00～20:00

- ・評価内容の検討

第 6 回 平成 24 年 10 月 16 日(火) 17:00～18:30

- ・評価内容の確定及び評価実施結果報告書について

2 外部評価の進め方

- (1) 外部評価対象事業等の選定基準を決定し、その基準により評価対象を選定。(第 1・2 回会議)
- (2) (1)で選定された事業等に対し、ヒアリングを実施。(第 3・4 回会議)
- (3) 各事業等の主管課から提出された資料及びヒアリングの結果を基に、評価を実施。(第 5・6 回会議)

### 3 評価対象事業等

(1) 評価対象を選定した基準は次のとおりである。

事務事業 ・ 事務経費 共通	1	規模の大きいもの(平成24年度予算額の大きいもの)を優先する。
	2	町民生活に影響が大きいと思われるものを優先する。
	3	一般町民から見て、具体的な事業内容やその効果が分かりにくい事業を優先する。
	4	関連すると思われるものは合わせて選定する。
	5	過去の事業仕分けや外部評価の対象事業は除く。
事務事業	6	町単独事業や、国や県の関与が少ない事業(国や県の補助が少なく、町の負担が大きい事業)を優先する。
	7	町総合計画「さむかわ2020プラン」前期基本計画平成23年度実施計画の各章からバランスを見ながら選定する。
	8	町総合計画「さむかわ2020プラン」後期基本計画第1次実施計画に登載されていない事業は除く。
事務経費	9	国や県の関与が少ないもの(国や県の補助が少なく、町の負担が大きいもの)を優先する。
	10	平成24年度予算に計上されていないものは除く。

(2) (1)の基準により選定した事業等は、次の12項目である。

No.	事業等の名称	主管課
1	地震対策事業	防災安全課
2	教育コンピュータ活用事業(小学校・中学校)	学校教育課
3	クリーンエネルギーの有効活用事業	環境課
4	ICT活用事業	企画政策部
5	コンピュータ利用事業	企画政策部
6	寒川駅周辺整備事務所維持管理経費 土地区画整理事業事務経費 駅周辺公園管理経費 土地区画整理審議会関係経費	寒川駅周辺整備事務所
7	施設維持管理経費	公民館
8	じん芥処理事務経費	環境課
9	寒川総合体育館運営管理経費	都市計画課
10	私立幼稚園就園奨励費助成事業	教育総務課
11	民生委員児童委員活動事業	福祉課
12	勤労者住宅資金利子補助事業 勤労者福祉事務経費	産業振興課

#### 4 ヒアリングの実施

評価対象事業等に対し、1項目あたり約1時間かけてヒアリングを実施した。

ヒアリングは、各主管課の職員から事務事業評価シート、概要説明書及び参考資料の提出を受け、事業の概要を聞き取り、疑問点等を質疑することにより行った。

#### 5 外部評価の実施

4のヒアリングの結果を踏まえて評価を行った。

評価は、「事業の方向性」と「予算額」の2つの面において、次の区分により行うこととした。

評価内容	区分				
	事業の方向性	拡充	現行	要改善	抜本的見直し
予算額	増額		現行	減額	なし

#### 6 外部評価の結果

当委員会としての各事業の外部評価の結果は次のとおりである。

No.	事業等の名称	評価結果	
		事業の方向性	予算額
1	地震対策事業	要改善	増額
2	教育コンピュータ活用事業(小学校・中学校)	抜本的見直し	現行
3	クリーンエネルギーの有効活用事業	拡充	増額
4	ICT活用事業	現行	減額
5	コンピュータ利用事業	現行	現行
6	寒川駅周辺整備事務所維持管理経費 土地区画整理事業事務経費 駅周辺公園管理経費 土地区画整理審議会関係経費	要改善	減額
7	施設維持管理経費	抜本的見直し	現行
8	じん芥処理事務経費	現行	現行
9	寒川総合体育館運営管理経費	現行	現行
10	私立幼稚園就園奨励費助成事業	要改善	減額
11	民生委員児童委員活動事業	要改善	現行
12	勤労者住宅資金利子補助事業 勤労者福祉事務経費	抜本的見直し	減額

※評価結果の詳細については、次ページ以降を参照。

※主管課から提出を受けた資料やヒアリング・協議の概要については、別冊「平成24年度外部評価委員会 評価結果」を参照。

項目ごとの「評価結果」シートが 12 枚入ります。

## 7 評価結果の事業への反映

評価結果は、早急に各事業等の執行に反映させることを望む。今回の評価結果を町としてどのように捉え、その執行にどのように反映させたかについて、報告をお願いする。

## 8 その他意見

○説明責任の徹底について 計画の策定や事業執行に当たっては、町民に対して、町の考え方を明確に示し、町民の理解が得られるよう説明責任をしっかりと果たしていただきたい。(今年度の評価過程において、その必要性が問われたのは、ごみ処理関連事業と寒川駅周辺整備事業である。)

## 9 委員構成

委員長	石田 晴美	学識経験者 文教大学准教授
副委員長	宮内 芳明	行政経験者 神奈川県OB
委員	新木 重光	寒川町工業協会からの推薦 (株)サンエーサンクス代表取締役社長
委員	生田 忠和	公募の町民
委員	吉田 政明	東京地方税理士会藤沢支部からの推薦 税理士

# 【地震対策事業】

## ○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇災害発生時における個別具体の検討が不足しており、実践的な行動計画・マニュアルが策定されていない。特に次の点については、著しい問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 備蓄食糧の殆どを1箇所(さむかわ中央公園)で保管しており、かつ、避難所への分配方法も明確になっていないこと。</li> <li>* 災害発生時における、自主防災組織ごと等の地域事情に応じた、具体的・実践的な行動計画や訓練が不十分であること。</li> <li>* 液状化による被害想定を詳細には把握しておらず、その対策に係る検討が不十分であること。</li> </ul> <p>◇現行の備蓄目標値は、性質や規模が全く違う資機材を全て足したうえで達成率を示すなど、その算出方法が適切ではない。</p>	
評価結果	事業の方向性	要改善
	<p>◇被害想定や町の特性に係るきめ細やかな調査・研究を行った上で、寒川町地域防災計画を見直すとともに、災害発生時のシミュレーションや実践的なマニュアルの作成を行うべき。なお、その際には、特に次の事項に関して見直し・策定を行うことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 備蓄食糧については、保管場所の分散及び災害発生時における分配方法に係る計画を早急に検討し、策定すべき。</li> <li>* 災害弱者のタイプや人数を想定し、備蓄内容やその分配方法へ反映させるなど、地域の実状に応じた計画の策定及び訓練の実施などの方策を講ずるべき。</li> <li>* 液状化による被害想定とその対策に係る検討を早急に行い、計画を策定すべき。</li> </ul> <p>◇備蓄目標値については、資機材ごとにその必要性・必要数を検討し、設定・公表の方法を検討すべき。</p> <p>◇町民の防災意識を高めることが重要である。町は町民の備蓄状態(備蓄率)を把握し、それを公表した上で、各家庭において3日分程度の食料品等を備蓄するように働きかけるなど、自己防衛の観点から啓発を行うべき。また、備蓄食糧については、人口比で備蓄量を単純に決めるのではなく、災害弱者優先の備蓄に切り替えるなどの検討も必要。</p>	
	予算額	増額
<p>◇きめ細かい計画の策定・マニュアルの作成に要する費用に関しての人員増も含めた増額とする。</p>		

- 「事業の現状・課題」の一番下の◇を削除
- 「事業の方向性」の一番下の◇「もって」を削除

# 【教育コンピュータ活用事業(小学校・中学校)】

## ○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇教員のICT活用力が、小学校では5項目の全てにおいて全国平均を著しく下回っている(別冊20ページの資料参照)。また、中学校でも平均値を上回ってはいるが、十分とは言えない。教員のICT活用力不足は、分かりやすい・興味深い授業展開のためにPCが有効活用されていないことにつながり、児童生徒の学習意欲や学力向上の面からも問題である。</p> <p>◇児童生徒用のPC等機器の整備状況については近隣自治体よりも進んでいるが、コンピュータ教室の稼働率が著しく低く、有効活用が図られていないと言える。また、目標としてPC等の機器整備に係るハード面が設定されているが、機器整備は手段に過ぎない。教員の教育活動におけるPC及びコンピュータ教室の利用などのソフト面について、教育委員会の関与が希薄であることは問題である。</p>	
	事業の方向性	抜本の見直し
評価結果	<p>◇情報化に対応した教育の充実には、教員のICT活用力の向上が必要不可欠である。教員の個々の能力を上げるため、教育委員会が積極的に関与し、次のような事業展開を検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 教職員に、1人1台のPCを整備。</li> <li>* PCを有効活用した教材の作成に関する指示・指導及びその共有化に係る整備。</li> <li>* PC利用(教材作成や授業への利用等)に係る研修の実施。</li> </ul> <p>◇本事業の目標については、教育委員会として、教員のICT活用力向上のための教育・研修の実施や魅力的な授業展開・教材開発など、教育の中身の充実に繋がるような方策を掲げるべき。</p>	
	予 算 額	現 行
<p>◇教職員用PCの増設が必要であるが、現在リース契約により調達している児童生徒用PC等の機器をも含めて、リースと購入との比較検討を行い、最も安価な方法を採用することにより、予算の増額を抑えられたい。</p>		

● 「事業の現状・課題」の一番上の◇中「20ページの資料」に係る標記を変更

# 【クリーンエネルギーの有効活用事業】

## ○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇住宅用太陽光発電システム設置補助に対する町民ニーズは高いが、町の予算枠を超えた時点で申請受付を打ち切るなど、そのニーズに応え切れていない。一方、電気自動車導入補助に対する町民ニーズは低く、予算の枠内に納まっている。</p> <p>◇予算の枠内で先着順に補助を決定することに関し、不公平感がある。</p>	
	事業の方向性	拡充
評価結果	<p>◇クリーンエネルギーの活用と低公害車の普及促進については、町民の理解と協力が不可欠である。省エネルギーなども含め、啓発活動を十分に行うことが必要。</p> <p>◇応募者多数時の補助決定に関し、公平性を保てるように抽選方式についても検討が必要。</p> <p>◇太陽光発電システム・電気自動車の普及に伴い、その設置・購入額の低廉化が見込まれるため、補助額については、随時、状況に合わせた見直しを行うべき。</p>	
	予算額	増額
	<p>◇県と町との協調事業であり、限りある資源のためにも積極的に取り組むべき事業である。また、住宅用太陽光発電システム設置の平成24年度補助については、7月初旬の時点ですでに年間予算が終了しているということから、町民ニーズの高さもうかがい知ることができるため、予算の増額により補助対象者を拡大し、クリーンエネルギーの活用推進を図りたい。</p>	

※本事業については、次のような反対意見があったため、その内容を記載する。

[ 事業の方向性：廃止・予算額：なし ]

この事業は特定の個人が対象となる。電気自動車を買う余裕がある人、又は屋根に負荷がかかっても地震に耐える家に住み、投資する余裕のある人に、町が借金をしているような厳しい財政状況の中で補助することに疑問を感じる。国・県が補助するから町も補助するという考えでは、脆弱な町財政が持たない。普通交付税交付団体になったことを機に本事業を中止することを進言する。

● 「反対意見」中、下線部分を追加



# 【ICT活用事業】

※ICT = Information and Communication Technology (情報通信技術)

## ○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇職員が使用するPC等の機器をリース契約により調達しているが、その調達方法についての検討(リースと購入との費用比較など)が不十分。</p> <p>◇セキュリティポリシーの現状への不適合、外部監査・内部監査が未実施、最適化計画が未策定、資産管理が未実施である。</p> <p>◇電子申請・届出サービスに関し、電子による申請・届出後に、結局は役場窓口で受け取らなければならないなど、その利便性に疑問あり。</p> <p>◇公共施設利用予約システムに関し、利用の実態(利用者の満足度など)に関する調査及び改善に係る検討が不十分。</p>	
	事業の方向性	現行
評価結果	<p>◇町業務の遂行に、本事業は重要な役割を担っており、必要不可欠である。機器の調達方法に関しては、少しでも安価に済むよう詳細な調査・検討を行うべき。</p> <p>◇セキュリティポリシー更新などの情報セキュリティ対策や、外部監査・内部監査の実施については、適切な実施計画を策定すべき。</p> <p>◇町民利用に係る部分に関しては、利用率の把握や満足度調査の実施など、町民ニーズを把握する努力が必要である。また、町民の利便性に関し、県電子自治体共同運営サービスの積極的な活用や、他自治体の先行事例(諸証明のコンビニ受取り等)の調査・研究など、費用対効果の観点も含めた検討が必要である。</p> <p>◇公共施設利用予約システムについては、利便性の向上のため、拡充を検討されたい。</p>	
	予算額	減額
<p>◇PC等の機器については、昨今の低廉化を踏まえ、購入による調達を検討すべき。保守や廃棄等の各種見積書を徴し、リースと購入によるそれぞれの全体費用を比較検討し、最も安価な方法を採用することにより予算減額を図られたい。</p>		

● 「予算額」中「見積もりも取得し」を「見積書を徴し」に変更

【寒川駅周辺整備事務所維持管理経費】  
 【土地区画整理事業事務経費】  
 【駅周辺公園管理経費】  
 【土地区画整理審議会関係経費】

○評価結果

事業の現状・課題	<p>《寒川駅周辺整備事務所維持管理経費》                  ◇平成27年度での事業終了が予定されており、借り上げている事務所の土地の所有者からは、平成25年度中の返還を求められている。また、寒川駅北口地区土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)の進捗状況としては、建物移転率が97.2%(移転残数は7件で、目途が立っていないものは1件のみ)であることも考えると、事務所存続と7名という職員配置には疑問あり。</p> <p>《4経費共通》                  ◇当初の土地区画整理事業の計画からすると、遅れが生じている。本事業を早期に終了することが、諸経費の削減につながる。</p>	
評価結果	事業の方向性	要改善
	<p>《寒川駅周辺整備事務所維持管理経費》                  ◇土地の返還期日を待つことなく、早期に事務所機能を役場庁舎に移転するとともに、業務内容と必要職員数を見直し、必要最小限の人員配置とすべき。</p> <p>《4経費共通》                  ◇土地区画整理事業の早期終了には、地権者の理解と協力が必要であり、より一層の職員の努力が必要である。</p> <p>～補足意見～                  ◇寒川駅周辺整備は大規模な事業であり、また、途中で計画変更されているという経過もあることから、事業終了時には総括が必要である。町民の理解が得られるよう、説明責任をしっかりと果たしていただきたい。</p>	
	予 算 額	減 額
	<p>◇早期に事務所機能を役場庁舎に移転すること、また、必要最小限の人員配置とすることにより、予算減額を図られたい。</p>	

● 「事業の方向性」の「補足意見」に「町民の理解が得られるよう・・・」を追加

# 【施設維持管理経費(公民館)】

## ○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇公民館施設は、築後30年以上経過している建物で、修繕等に掛かる経費の増大が予測できるにもかかわらず、その維持管理に関し中・長期的な計画が無く、場当たりの対応している。</p> <p>◇平成23年度に実施された事業仕分けにおいて当該施設の運営経費が対象となり、その利用料や管理方法に関し、運営のあり方そのものを見直す時期であるという意見が出されている。その意見を受けて、施設の利用状況を分析し、運営方法やあり方についての検討を進め、利用状況に応じた人員配置や住民ニーズの把握に努め、効果的・効率的な運営を行うことを町の方針として決定しているにもかかわらず、その実施に真剣に取り組まれていない。</p> <p>◇委託業務に関し、平成23年度までは随意契約で行っていたものを平成24年度からは競争入札に変更しており、一部改善が図られている。</p>	
	事業の方向性	抜本的見直し
	<p>◇修繕や改修など、建物の維持に関する計画の策定が必要。</p> <p>◇施設の維持管理の側面からも、公民館のあり方についての検討が必要である。すでに実施された「寒川町公民館建て替えに向けたアンケート調査」の結果を活用し、他の公民館についても、そのあり方を徹底的に検討すべきである。また、効果的・効率的に運営するためには、指定管理者制度等の導入も視野に入れ、今後の運営計画を策定することが必要である。</p>	
評価結果	予算額	現行
	<p>◇施設の老朽化により、修繕箇所の増加が懸念されるが、計画性を持って取り組むことで、予算の増額を抑えられたい。</p> <p>◇将来的には、指定管理者制度等の導入により、予算減額を図られたい。</p>	

● 「事業の現状・課題」の真ん中の◇を全面的に変更

# 【じん芥処理事務経費】

## ○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇不燃ごみを一時保管、また、最終処分先に搬入できるよう破砕などの処理を行う一之宮中継所の維持管理に係る経費であるが、県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、平成27年度からは本事務が茅ヶ崎市へ移行され、平成26年度末で本施設は廃止されることが決まっている。</p> <p>◇不燃ごみを直接搬入した場合の処理手数料は、500kgまでが500円で、昭和57年から変更されていない。平成27年度からの茅ヶ崎市への移行に合わせて値上げすることのだが、現在まで見直しが行われていない。</p> <p>◇破砕処理時に発生する騒音と粉じんについて、関係法令等を遵守するよう、契約書及び口頭により委託業者に指示はしているとのことだが、町として定期的な検査等は行われていない。</p>	
	事業の方向性	現行
評価結果	<p>◇事務の終了が決定してるとは言え、平成26年度末まで2年以上あるので、受益者負担の観点からも、当該手数料の適正化について早急に検討し、手数料の値上げを行うべき。</p> <p>◇不燃ごみの処理手数料の値上げを、資源ごみとの分別推進につなげてアピールするなど、様々な手段を用いて、ごみの減量化に向けた積極的な啓発活動を行うことが必要。</p> <p>◇機器の運用については、終了時期が決定しているからこそ、計画性のある活用をし、もって修繕料の縮減を図ることが必要。</p> <p>◇不法投棄の不燃物が未だ解消されていない現況から、町民への啓発及び自治会等の協力を得たパトロールの強化が必要。</p> <p>◇破砕処理時に発生する騒音と粉じんについて、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等の法令が遵守されているか、定期的を確認し、町として把握することが必要。</p> <p>～補足意見～</p> <p>◇町のごみ処理問題については、町民の関心が大きいため、茅ヶ崎市との連携及び役割分担による広域処理体制が確立された際には、町民の理解を得られるよう、費用対効果も含め、丁寧な説明責任を果たすべきである。</p>	
	予算額	現行
<p>(手数料の値上げを行うことにより、歳入の増額を図りたい。)</p>		

● 「事業の現状・課題」の一番下の◇を追加(「事業の方向性」欄の記載と対応するように)

# 【民生委員児童委員活動事業】

## ○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇活動の内容や頻度が委員任せであるため、委員によってその取組み状況に差がある。町として委員に望む活動内容が明確にされていないことが問題である。</p> <p>◇委員の活動状況について、報告書の提出を義務付けているが、件数のみで内容等の報告がなされていない。</p> <p>◇町民にとって、児童委員の役割が不明瞭。</p>	
	事業の方向性	要改善
評価結果	<p>◇委員活動の底上げを図るため、民生委員・児童委員それぞれの活動内容を明確にするとともに、委員交代時の引き継ぎマニュアルの作成や、研修の充実が必要。</p> <p>◇活動状況の報告について、件数等を把握するだけでなく、内容の分析・検討を行い、Q &amp; A集や対応事例集を作成するなど、福祉水準の向上のため、町のバックアップ体制を確立すべき。</p> <p>◇児童委員としての活動にも焦点が当たるよう、児童委員としての活動内容などを積極的にPRすべき。</p>	
	予算額	現行
	<p>◇予算の枠内において、研修の実施やマニュアル等の作成に掛かる費用に重点を置くことにより、委員活動の活性化を図られたい。</p>	

- 「事業の方向性」の一番上の◇「委員の活動状況の一定化」を「委員活動の底上げ」に変更

# 【勤労者住宅資金利子補助事業】

## 【勤労者福祉事務経費】

### ○評価結果

事業の現状・課題	<p>《勤労者住宅資金利子補助事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇利子補助により、町への人口流入・定着の推進、人口流出の抑制になるという本事業の目的に合理性がない。</li> <li>◇利子補助の対象要件が中央労金の利用者限定されていること、また、新規申し込み件数が1年度につき20件程度では、補助事業として公平性に欠ける。</li> <li>◇平成23年度実績で、利子補助率が2.76%となっており、一般金融機関の住宅資金金利(概ね、変動1%・固定1.5%)とは大きく乖離している。</li> <li>◇昭和54年度から開始されている事業であるが、その補助率について、社会情勢に合わせた見直しが行われていない。</li> <li>◇県下33市町村のうち、13市町村においては本事業が実施されていない。</li> </ul> <p>《勤労者福祉事務経費》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇本経費の中では、労政問題懇話会に対する補助金等の支出が最も高額であるが、当該懇話会の活動内容は、バスツアーやボウリング大会などの親睦を主とした活動が殆どであり、公金の支出としては公平性に欠ける。</li> <li>◇労政問題懇話会への補助金(勤労者福祉事業補助金)は、平成24年度予算で60万円(前年度比50%減)となっているが、それでもなお、支出の必要性について疑問あり。</li> </ul>	
	事業の方向性	抜本的見直し
評価結果	<p>《勤労者住宅資金利子補助事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇新規の補助受付については、平成24年度をもって廃止することが妥当である。</li> </ul> <p>《勤労者福祉事務経費》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇労政問題懇話会のあり方について、設置目的に即した活動内容の検討を行い、補助金等の支出を廃止することが妥当である。</li> <li>◇メーデー補助金については、メーデー大会への参加組合等の負担で実施されるべきであり、廃止が妥当である。</li> </ul>	
	予	算 額 減 額
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇勤労者住宅資金利子補助事業については新規申込の受付を廃止することにより、また、勤労者福祉事務経費については労政問題懇話会及び(メーデー)湘南地区大会実行委員会への補助金等の支出を廃止(削減)することにより、予算の大幅な減額を図られたい。</li> </ul>	

- 「事業の方向性」の勤労者住宅資金利子補助事業の◇を全面的に変更
- 「事業の方向性」の勤労者福祉事務経費の下の◇中「公金の支出は公平性を欠くため」を削除

## 寒川駅周辺整備事務所維持管理経費等の4経費

「大本」でも「大元」でも同義のようですが、「本」は根本や根源、「元」は物事のはじめや原因、というような違いがあるようです。「大もと」という表記の方法もあるようです。

### 《ヒアリング・協議の概要》

◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の回答は、62～64ページのとおり。

(委員) 本経費の**大もと**である土地区画整理事業には、おおよそ150億円という高額な税金が使われている。財政状況が厳しい町の現状では、1円でも経費を抑えるために努力することが行政の務めだと考える。また、これだけ高額な費用が掛かった事業であるのだから、事業が終了した際には、計画内容や費用についての詳細な総括を行い、それを町民に知らせる義務があると思う。

(主管所長) 大規模な事業であることは認識している。今までも、途中経過などを公表はしているが、今後ご指摘の部分に関して取り組んでいきたい。

(委員) 区画整理などのハード面の担当は寒川駅周辺整備事務所とのことだが、整備終了後に町づくりのためにイベントを企画するなどのソフト面の担当はどこか？

(主管所長) 商業振興については、町民環境部産業振興課の所管である。

(委員長) 借地である事務所の土地について、地主さんから平成25年度中の返還を求められているとのことだが、その後は事務所機能を役場庁舎に置くということか？そうであるならば、現時点で返還し、引き揚げることも可能なのでは。また、事業の進捗度からしても、残りの7棟のためにお金を掛けて事務所を構え、職員を7人も配置しておく必要があるのか？(62・63ページ関連)

(主管所長) 事務所を引き揚げることは、残りの権利者の方々に「逃げた」という印象を与えるおそれがある。残りの権利者との交渉を円滑に進めるため、また、精算業務等で個人に面接や説明を行う必要があるため、事業終了までは事務所を維持したいと考えていたが、地主さんからの申し出により、平成25年度末には引き揚げることを考えている。それまでは、事務所で積極的に事業を進めたい。

(委員長) 一般町民の視点で考えた場合、97%も終了している事業に関し、維持費のみで約300万円も掛かっている事務所を構え続けることは理解し難い。残りの権利者に対しては、経費削減のためである旨をきちんと説明することや、訪問回数を増やすことなどにより、逃げと捉えられる懸念は解消できるのでは。期限を待つことなく、前倒しして事務所を引き揚げるのが経費節減になると考える。

(委員) この各種経費に県の補助は入っているのか？また、内部監査は行われているのか？

(主管所長) 県の補助は入っていない。また、内部監査は毎年受けている。

(委員長) 各種委託契約については年間契約か？期間内に契約解除することはできるのか？

(主管所長) 年間契約であり、途中での解除は難しい。

(委員長) 解除が難しいのであれば、平成24年度末での引き揚げを検討すべき。このことにより、平成25年度の予算を抑えることができる。

(副委員長) 今回の各種経費に関しては、**大もと**である土地区画整理事業を完了させることが一番の経費削減になる。当該事業については、当初の計画からは大きな遅れが生じている。確かに、事務所を引き揚げることは、職員が懸念している事態に繋がるおそれが十分にある。であるからこそ、一刻も早い事業完了を目指し、担当職員は不断の努力を行うべきである。このことを強く要請する。

(委員) 残り7棟とのことだが、その全てについて目途が立っていないのか？

(主管所長) 交渉が困難となっているのは、1件である。

(副委員長) この事業は土地収用制度の認定を受けているのか？

## 施設維持管理経費(公民館)

(委員長) 利用者協議会のようなものはあるのか？また、利用者の満足度調査等は実施しているのか？

(主管館長) 利用者の会など各種団体がある。満足度調査については、開催した講座に対するアンケートは行っているが、公民館の利用そのものに係る調査はおこなっていない。

(委員長) 利用料についてはどのようになっているのか？

(主管館長) 寒川町公民館、南部公民館、北部公民館については無料である。

(事務局) 補足すると、過去の事業仕分けにおいては、利用料や管理方法について、運営のあり方そのものを基本的に見直す良い時期ではないか、という意見が出ている。それに対する町の方針としては、現在の利用状況を分析し、公民館の運営方法やあり方について検討を進め、利用状況に応じた人員配置や住民のニーズの把握に努め効果的・効率的な運営をしていく、ということになっている。

(委員長) その町の方針に基づく検討は行ったのか？

(担当) 内部での検討は行っているが、結論や明確な方針は出ていない状態である。

(委員長) 事業仕分けの実施時期を考えても、現在検討中であるという回答はおかしい。事業仕分けは単なるポーズだったのか、ということになる。検討のための会を立ち上げたり、町民満足度調査を実施するなどの具体的な対応が無く、裏付けとなる数値も持たない状態で、運営に問題がないとするのはいかがなものか。指定管理制度や地域住民による運営を視野に入れ、調査の実施・分析、費用の比較、メリット・デメリットの洗い出しなどの具体的な検討を行うべきである。その検討の結果、直営がベストだということであれば、説明に説得力があるものになる。

(委員) 平成24年度予算が前年度に比べて増加している理由は？

(主管館長) 最低賃金などの上昇により、委託等の見積額が上がったことによるものである。

(委員) エレベーター等の設備の管理について、法的に定められた点検等には、町職員の立会いのみか？整備の不備は重大な事故に繋がるので、専門的知識を持つ技術職員などが点検内容やその実施にまで積極的に関与すべきと考えるが、いかがか。

(主管館長) 基本的には事務職員の立会いまでになる。電気関係については、専門的知識が必要となるため、委託契約の中で常駐技術者を置くこととし、点検を実施している。

(委員) 各館が築後30年を超える施設で、今後大規模な修繕が必要になると思われるが、その実施についてはどのように考えているのか？

(主管館長) 最も古い施設である町民センターを筆頭に、順次、大規模改修を実施する必要があるが、町の総合計画で後期基本計画の第2次実施計画(平成27年度以降)に位置づけられているため、その時期に行うことになると思われる。

(委員長) 現状で耐震性は大丈夫なのか？

(主管館長) 耐震性については、全館大丈夫である。

(委員長) 耐震性が大丈夫であるならば、大規模改修の必要があるのか？

(担当) 修繕については、電気配線や空調関係の設備が老朽化しているため、大規模に行う必要がある。また、町民センターのホールにおいては、照明・音響設備で電波の届きが悪くなったり、重量のある照明等を吊っているワイヤーやモーターが劣化するため、交換や修繕が必要になる。

(委員長) 後期基本計画に位置づけられているという説明であったが、詳細・具体的な比較検討はどこで行うのか？そういった施設の管理や計画を行う課が別にあるのか？例えば、照明であれば現状とLEDとの比較であったり、一括修繕と分割修繕での費用比較や修繕と新規購入の費用比較であったり。主管課である皆さんが行うのではないのか？

(担当) おっしゃるとおり我々が行う。

(委員長) であるならば、中・長期的な修繕計画というものは立てていないのか？壊れたら直すというような場当たり的な修繕なのか？30年経過した施設・設備であるならば、計画的に行わないと無駄な費用がかさむばかりだと思うが。



《ヒアリング・協議の概要》

◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の回答は、90～95 ページのとおり。

(委員) 管理運営費用についての平成 17 年度と平成 23 年度の比較(90 ページ中段)では、修繕費と保険に係る費用も含まれているのか？

(担当) 修繕費も保険料もすべて含んだ金額で対比している。

(委員) 体育館は子どもも利用する施設である。築後 15 年を経過していれば、老朽化も懸念される。営繕計画を作成中とのことだが、施設の安全については、十分に留意してもらいたい。

(主管課長) 町の財政状況により、単年度で大きく改修を行うことは難しい面もあるため、**計画を立て、経費を平準化していきたい。**また、町民の方の利用の支障にもならないように実施していきたい。

(委員) 指定管理者制度を採用しているとは言え、管理者の執行状況を監督するなど、町も積極的に関わるべきだと考えるがいかがか？

(担当) 指定管理者の考え方や運営方法などの面で、町施設として問題が生じないよう、常日頃からコミュニケーションを密にし、より良い施設運営を図っているところである。

(委員長) 指定管理者の自主事業について、町から何か制限はあるのか？(例：利用者を増やすための事業を年に数回開催すること、など。)

(担当) そのような決めごとは無い。町民利用が一番の目的であるので、空き部分で教室や講座などの自主事業を行うという形である。

(主管課長) 補足すると、自主事業を実施する場合には、計画書を町に提出してもらい、実施内容と参加料を審査している。特に参加料については町施設ということで、法外な額の設定は好ましくないため、内容を審査し、許可を出しているところである。なお、その参加料については、指定管理者の収入となる。

(委員) サウナ・トレーニングルームの利用者や各部屋の利用については、町内・町外の別で、内訳を把握しているか？

(担当) 団体での利用については、団体登録による管理となっているため把握できていないが、個人利用については 8～9 割が町内の方である。また、町外の方の個人利用に関しては、平成 22 年度から 2 市 1 町(茅ヶ崎・藤沢)で相互利用に関する協定を結んでいる。団体の利用については、当初から町外の団体も利用できる形になっている。

(委員長) 利用料については、町内と町外で区別があるのか？また、料金設定は他自治体と比較した場合はどうか？

(主管課長) 料金に町内と町外の区別は無い。また、料金設定については、寒川町都市交流条例に基づいて行っており、近隣の他自治体と大差はない。

(委員長) 町民の税金が投入されているのだから、町内・町外の別により、利用料金に差を持たせても良いのではないか。また、公共施設にしては料金設定が高いようにも感じる。施設の利用料金は指定管理者の収入となるのか？

(担当) 利用料金に係る収入については、平成 23 年度までは掛かった経費を差し引いた上で町に戻すという契約になっていた。平成 24 年度からは原則指定管理者の収入となるが、ある一定の収入を上回った場合は、町民への還元を条件とした契約になっている。

(副委員長) 体育館の指定管理に関し、町の平成 23 年度決算見込額は約 1 億 1000 万円となっているが、指定管理者の総収入額と町に戻る額はどのようになっているのか？

(主管課長) 指定管理者の収入としては、主なところで指定管理料が約 1 億 1,000 万円と利用料の総額で約 3,700 万円である。総収入額は 1 億 4,765 万 9,029 円となっており、これ

## 寒川総合体育館運営管理経費

に対する総支出額は1億4,264万448円で、差し引いた額の501万8,581円が町に戻る額となる。

(副委員長) 町からの支出額という観点のみではなく、総合体育館は1億4,200万円もの費用を掛けて運営しているということを町民に理解いただいた上で、**受益者負担も視野に入れた料金設定を検討すべき**であろう。また、これだけの費用が掛かっているのだから、特定層だけではなく、多くの方が利用でき、かつ、喜ばれる施設運営をお願いしたい。

(委員長) 収入がある一定を上回った場合の町民への還元とは、具体的にどのようなことか？

(主管課長) 平成24年度からの5年間の指定管理については、利用料金収入が収支計画書における当該収入の目標額を超えた場合、その30%相当額を、町と指定管理者の協議の上、翌年度の利用者のサービスに関わる費用等に充当するという契約になっている。例えば、自主事業の教室や講座などの参加料を引き下げるという対応が考えられる。

(委員長) 収入のみでは運営できず、税金が投入されて成り立っている施設であるのだから、利用者ではなく、町に還元してもらおうということもできるのでは？

(主管課長) 様々な自主事業の展開など、指定管理者の努力により利用者が増えることで収入が増となる。経営者の立場からすれば、その全てを自己の収入にしたいところであろうが、町施設という点から利用者である町民に利益の還元をしてもらいたいという仕組みになっている。

(委員長) 町としての総合体育館利用者の目標値を設けて、指定管理者に目標達成を依頼するというような取り組みはあるか？

(主管課長) そのようなことは行っていない。基本的には指定管理者の経営努力だと考えている。

(委員長) 利用人数を増やすということのみであれば、民間の得意分野であり、指定管理者の経営努力に任せることも方策の一つだとは思いますが、税金が投入された町施設であるのだから、特定層のみではなく、公平に広く町民に利用してもらおうという取り組みも求められるのでは。そのためには、町の積極的な関与が必要であると考えますが、いかがか？

(主管課長) ご指摘のとおりで、そのための方策として、例えば初心者を対象とした町の主催事業を無料で実施しており、このことが体育館利用者の裾野を広げることに繋がっていると考えている。

(委員長) 町事業の割合はどのくらいか？また、町事業については施設利用料は免除か？

(主管課長) 利用料は免除である。また、町事業の割合については、今手元に資料が無いため、後日回答する。

〔後日回答〕平成23年度：全体利用件数 5,155件

町主催事業 82件 (1.6%)

町主催事業の内訳：高齢者健康トレーニング・子どもまつり・スポーツ教室・レクリエーションフェスティバル等

### 《ヒアリング・協議の概要》

◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の回答は、112・113 ページのとおり。

(委員長) 成果指標の活動件数は相談件数であるとしているにも関わらず、平成 23 年度の活動件数の増加の理由が「災害時要援護者把握調査と救急医療情報キットの配付が考えられる」ということだが、説明が食い違っているように思われるが。

(主管課長) 調査と配付のために戸別訪問を行っているが、その際には、災害時の相談やキットの使用方法などについての相談が伴うという意味で件数に含めている。

(委員) 民生委員の仕事は、地域の実情を把握し、手助けをするというその活動の大変さに比べて報酬が少ないように思う。

(委員長) 民生委員に対し、活動内容、訪問頻度、町への報告回数など、平準化された決まった仕事などはあるのか？

(主管課長) そのような具体的なことを示したものは無い。基本的には、その地域の実情によって変わってくると考える。

(委員長) 確かにそのような面もあるが、活発に活動している委員とあまり活動していない委員とでは、嘱託員報酬の適正度合いが違うと思う。民生委員の質を均一にして、より全体的に高めていくような施策は無いのか？

(主管課長) 現在、民生委員児童委員協議会の役員とも協議しているところだが、研修の場を設けて、そのような全体のレベルをあげていくという取り組みを考えているところである。また、委員は 3 年に 1 度改選になるのだが、その際には全体の約 3 分の 1 の委員が新しい人に変更になる。そういった初めての委員さんのためにも、研修を充実させることが必要であると考えている。

(委員長) 交代時の引き継ぎについても、きちんと引継書がなければ、委員によって差が出てしまうのでは。

(主管課長) その辺についても、引き継ぎが十分でない場合もあったようなので、そういった問題点を解消するよう検討していきたい。

(委員) 民生委員は、地付きの人でないと務まらない。

(主管課長) 町も昔からいる人よりも新しい人の方が多くなっているので、地付きの人ばかりでは到底対応はできない状態である。地域に根ざした方ということで、自治会を通じてそのような方を選んでいただくなどの形で対応している。

(委員長) 毎月提出してもらっている活動状況報告書を基に、町から訪問回数や内容についての指導は行っているのか？

(主管課長) 今後については、そのような指導も行っていかなければならないと考えている。

(委員長) 概要説明書の比較参考値欄の活動状況の平成 23 年度実績を教えてください。

(担当) 平成 23 年度の相談件数は 3,222 件、活動日数は 9,740 日、訪問回数は 7,950 回である。

(委員) 防災面においても、民生委員は大きな役割を担っている。

(主管課長) 現在、町では自治会及び民生委員と連携して、災害時要援護者の把握や要援護者の見守りなどを行っている。地域と一丸となって、取り組む必要があると考えている。

(副委員長) 報酬の記載の部分にもあるとおり、あえて「民生嘱託員」と言っているが、なぜ児童委員の名称が抜けているのか？児童に関することは行わないのか？

(主管課長) そういう事ではない。民生委員の仕事をもっと推進してもらうため、民生嘱託員という表現になっているが、内容的には民生委員児童委員の活動に関係するものである。

(副委員長) 高齢者に関することも大事なことだが、将来を担うべき児童にいろいろな問題

## 勤労者住宅資金利子補助事業・勤労者福祉事務経費

また、金利そのものを補てんするという考え方も、現在の社会状況に合った補助金の制度なのか。町職員は町民感覚をしっかりと捉え、きちんと議論して貰いたい。

(委員長) 副委員長の言うとおりの、34年前は意味があったのかもしれない。一般的な利子率が高くて、家の購入が難しい。その時代には補助する意味があったであろうが、今はそのような背景がない。また、年に20件程度しか新規申請がないということは、必要性がないということに等しいのでは。以前からあった制度を廃止するには難しい側面もあると思うが、町の財政状況を考えると継続する必要はないと思われる。

(委員) きちんと説明すれば、町民も理解するはずである。

(副委員長) 本事業の平成23年度の財源について、予算と決算で一般財源と国県支出金の割合が逆転し、当初の想定に対し、倍以上の額が町から持ち出されている。(30%の町の持ち出しを想定した予算に対し、決算では63%の町の持ち出しとなっている。)国からの支出が見込めない時点で、町から持ち出すという短絡的な考え方ではなく、総予算額を縮減すべきでは。

(担当) 今まで指摘いただいたことから、本制度の見直しを行う必要があるということは理解したが、国の支出に合わせて、ある年度は補助の増減を行う、又は廃止するという事は違うと思う。町民から見た場合、補助の財源が国であるか町であるかということとは関係ない。町の制度として捉えるべきものとする。

(委員長) 本制度を廃止すべきという結論になった場合、どのような体制を取ることができるのか？

(担当) 制度を廃止すると仮定するならば、新年度からの新規受付をストップするという形になると思われる。

(委員長) 既存分については継続するが、新規受付はなし、という体制を平成25年度から取れるよう、頑張っていたきたい。

(主管課長) いきなり廃止ではなく、補助額を段階的に下げるなどの措置も考えていきたいと思う。

(委員) 既存分についても見直すことはできないのか？

(委員長) 既存分については、補助申請・決定がされたときの約束事であるため、継続するしかないであろう。近隣市町を見ても、廃止措置を取っているところもあるので、是非、廃止する方向で検討してもらいたい。

### ～勤労者福祉事務経費～

(委員長) 労政問題懇話会の事業報告・収支決算書(127・128ページ)を見ると、その内容の殆どが交流に関するものである。町の勤労者で労組に加入されている方は、おそらく少数であり、更にこの労組の中でもこれら交流イベントに参加される方は少数であろう。ほんの一部の人に対し、120万円もの公金を支出するという事は、公金の支出としては著しく不公平であり、無駄遣い以外の何物でもない。昔から継続して行ってきたものだと思うが、惰性で継続して行くのはいかがなものか。メーデー補助金も然りで、これら補助金については、定期的に見直しを行うべきである。支出の必要性をはっきりと胸を張って説明できないものは、廃止すべきだと思う。当初は意味があったのかもしれないが、現時点でも意味があるのか、きちんと検討すべきである。

(担当主幹) 指摘いただいた事項について、多分にそのような側面があると思われるため、今後見直しを図っていく。

(委員長) 懇話会への補助の存続については、他に手段があるはずである。例えば町の会議室を無料で貸し出すなど、別の方策を検討してもらいたい。

(主管課長) 平成24年度予算では、平成23年度から半分にまで落としている。来年度についても、現在検討しているところである。